

宇都宮市告示第19号

宇都宮市税条例（昭和29年条例第23号）第18条の2第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は宇都宮市税条例、宇都宮市国民健康保険税条例（昭和29年条例第9号）、宇都宮市都市計画税条例（昭和32年条例第3号）若しくは宇都宮市事業所税条例（昭和51年条例第44号）に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

令和6年1月30日

宇都宮市長 佐藤 栄一

指定地域
石川県、富山県